

登録電気工事業の内容変更届について

この届出は、登録電気工事業者が登録内容を変更した場合に行う手続です。

変更の日から30日以内に届出書を提出してください。

提出書類	変更の内容						備考
	住所・ 氏名 または 名称	役員	営業所 の名称・ 所在地	電気工事の 種類	主任 電気工事士等	主任 電気工事士等 の免状	
変更届出書	○	○	○	○	○	○	
届出者の住民票抄本（個人番号及び住民票コードの記載がないもの）または登記簿謄本	○	○	△				営業所を登記している場合
登録証原本	○			○			原本を訂正するため
誓約書		○					
主任電気工事士の誓約書					△		従業員が主任電気工事士になるとき
主任電気工事士の従業員証明書					△		
電気工事士免状のコピー					○	○	第1種電気工事士は「講習受講記録」のページもコピーすること。
主任電気工事士等の実務経験証明書					△		主任電気工事士が第2種電気工事士の場合に必要。（※）なお、他社から証明を受ける場合、他社で実務を行っていたことが分かる書類を添付。
手数料 ￥2,200	○			○			香川県証紙にて納入

注: ○…必要, △…備考欄に該当する場合に必要

※ 実務経験は、電気工事業の登録者（社）に証明していただき、証明者欄の隣に代表者印を押印してください。

※ 香川県外の電気工事業者から証明を受ける場合は、登録証もしくは届出受理通知書の写しを添付してください。